

企業型年金に係る業務報告書の 見直しを行います

企業年金の運用等の見える化(情報開示)を実施するため、**令和9年6月以降**を事業年度末とする「企業型年金に係る業務についての報告書」について、引き続き記録関連運営管理機関(RK)を経由する形で、新システム(*)を利用したオンライン提出とするとともに、報告項目の一部見直しを実施します。

※厚生労働省が整備する「企業年金総合情報管理システム」

企業年金の運用等の見える化(情報開示)について

新システムにより報告内容のデータベースを構築することで、
情報開示を適切かつ円滑に実施します

令和7年の年金制度改正法により、企業年金の情報を一般に公開することで、他社との比較や分析ができるような環境を整え、企業年金を行う主体やその加入者などが、加入者等の最善の利益のために運営を改善できるよう、企業年金の運用の見える化(情報開示)として、厚生労働省が報告書の記載事項のうち一定の事項を公開することとされました。

情報開示を適切かつ円滑に実施するため、業務報告書の新システムによるオンライン化と報告項目の一部見直しを行うこととしました。

報告項目を一部変更、追加します

「厚生年金適用事業所に係る情報」の報告が必要となります

データベースの適切な管理のため、追加の報告項目として、「厚生年金適用事業所に係る情報」が必要となるため、「**厚生年金適用事業所の名称**」を、記録関連運営管理機関(RK)を通じてご報告いただく必要がありますので、必要に応じたご対応をお願いいたします。

※「厚生年金適用事業所の名称」とは日本年金機構に届け出ている名称のこと

●報告の具体的な内容

報告の単位が「厚生年金適用事業所」の場合は当該厚生年金適用事業所の名称、「厚生年金適用事業所の事業主」の場合は、企業型年金を実施するすべての厚生年金適用事業所の名称の設定が必要となります。

この他、「企業型確定拠出年金実施事業所の運営状況報告書」についても、
新システムでのオンライン提出とする予定で準備を進めています。決まり次第改めてお知らせします。

見える化、新システム、報告書の見直し等に関する情報を順次公開しています

